

先進組合を紹介します。

全国の先進的、先駆的な組合の中から、平成24年度に調査した事例を紹介します。組合の詳細については、企画振興課までご連絡ください。

テーマ●買い物弱者対策としての送迎サービス、移動販売、宅配サービスの実施

花見川団地商店街振興組合(千葉)

買い物弱者支援のための「買い物客送迎用三輪自転車」の運航開始

高齢化した団地内の商店街で「買い物客送迎用三輪自転車」を無料で運行。利用者からは大きな満足を得るとともに、地域コミュニティの担い手としての商店街の地位を大幅にアップ!

<http://hanamigawa@bg.wakwak.com>

智頭街道商店街振興組合(鳥取)

特色ある専門店の技術を活かす「手づくりまつり」で年間1,000人のファン作り

商店街の空洞化の中、生き残った特殊な技術を有し、専門知識を備えた店舗が大学、小学校等と連携して手づくりまつりを開催し、年間1,000人以上の新たな商店街理解者が生まれた。

<http://www.chuokai-tottori.or.jp/~chizu16/>

テーマ●防犯、防災を目的としたハード事業の実施

七日町商店街振興組合(山形)

環境・防災・子育て支援で商店街の魅力と機能を向上

BDF事業、防災街頭放送、子育て支援活動を通じて、環境先進型で安全安心、若い世代にも来街しやすく買い物や催事を楽しめるという、これからの中心商店街のあるべき姿を実現している。

<http://www.nanokamachi.com>

新鳥取駅前地区商店街振興組合(鳥取)

来街者の安全・安心を守るために防犯カメラ・AED設置

地方都市においても事件・事故が多発する環境となり、買物する商店街は安全で安心できる場所と言う意識を確立するため防犯カメラ・AEDを設置

<http://www.eki.or.jp/>

下請法クイズ

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の運用により、親事業者と下請事業者との間の取引の公正化に努めています。さて、公正取引委員会が出題する恒例の下請法クイズ。あなたは答えが分かりますか?

【問】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1 下請事業者との間で下請代金の支払方法を記載した取引基本契約書を締結しており、また、お互いに委託内容は口頭で合意しているので注文書を交付していない。
- 2 発注時に単価を決めることのできない正当な理由があって仮単価で発注したところ、その後、正式に決まった単価を下請事業者に口頭で伝えた。
- 3 下請取引の内容等を記録した電子的記録を作成・保存することにより、下請法の書類の作成保存義務(第5条)を果たしている。

下請法、下請取引に関する御意見・御相談については、公正取引委員会事務局中部事務所 下請課
電話 052-961-9424(直通) FAX 052-971-5003 ホームページ <http://www.jftc.go.jp> へ

【回答】1 → ×、2 → ×、3 → ○

解説

- 1: 親事業者が、発注に際して必要記載事項を記載した書面を直ちに下請事業者に交付しないことは「書面の交付義務」(下請法第3条第1項)の規定に違反することとなります。たとえ、親事業者と下請事業者の間で、委託内容について口頭で合意していたとしても、必要記載事項を記載した発注書面を交付する必要があります。
- 2: 正当な理由があって発注時に単価が定められなかった場合、発注書面に単価を定めることのできない理由及び定めることとなる予定期日を記載すれば仮単価で発注することは認められています。ただし、単価が確定した後は、直ちに正式単価を記載した書面(補充書面)を交付しなければならず、補充書面を交付しないことは「書面の交付義務」(下請法第3条第1項)の規定に違反することとなります。
- 3: ①記録データの訂正または削除を行った場合にこれらの事実及び内容を確認できること、②画面及び書面に記録データを出力することができること並びに③記録データの検索機能を有していることという要件を満たしている場合には、下請取引の内容等を記録した電子的記録を作成・保存することにより、書類の作成・保存義務を果たすことができます。